

みなさん、おはようございます。日本共産党の末田正彦です。  
通告にしたがひまして、順次質問をいたします。

質問の最初は、児島地区のまちづくり事業についてお聞きします。

2006 年度から 5 カ年の予定で「まちづくり交付金」を活用して、児島地区で早急に整備を行う必要があるものを「都市再生整備計画」として位置づけ、事業が計画されています。

その掲げた目標は、『魅力再生！潮風に抱かれた快適交流都市・児島』を目指し、

- 1 多様な世代が安心して暮らせるアメニティの高い都市づくり
- 2 観光資源の再発掘による観光都市づくり
- 3 市民・行政協働によるまちづくり

を、すすめるというものです。

その計画とは、今回予算化されている「風の道」整備事業、下津井地区下水道整備事業、旧マウントフット大跡地の再整備をはじめとして、現在の児島文化センターの老朽化に対応するため公民館、図書館の機能を併せ持った複合施設の建設整備計画など、私どもに配られた資料によりますと現在の案では 25 事業、総事業費約 45 億円となっています。

この事業の採択を受けるにあたっての、「児島地区のまちづくり事業に関するアンケート」が昨年 12 月、児島地区中心に 550 人を対象におこなわれました。513 人の方から回答があり、この事業について、賛成・反対の割合は 78 対 22 でありました。

アンケートをおこなってはいますが、25 事業 45 億円を使っておこなう事業でありながら、その中味が市民のみなさんに、あまり知らされていないのではないかと思います。

そこで、おたずねしますが、児島地区の都市再生整備計画（案）とはどんなものなのか？また、今後のスケジュールはどうなっているのか？説明を求めます。

次に、この事業について、いくつか問題提起をさせていただいて、答弁を求めたいと思います。

まず、事業の中味についてですが、昨年、一昨年と台風災害にみまわれました。特に一昨年、この児島地域は大きな被害を受け、それ故に市民のみなさんの強い要望である、災害に強いまちづくりの観点が必要だと考えます。災害時の情報収集や伝達手段などのソフト対策などが含まれていたともお聞きしていますが、防災の観点は反映されるのでしょうか？アンケート結果の中にも、そういった声もあったかと思えます。答弁を求めます。

二つ目には、市民・行政協働のまちづくりとの整備方針となっていますが、整備計画に市民のみなさんはこういった形で参画出来るのでしょうか？おたずねします。例えば、まちづくりの公開シンポジウムなども開き、広く意見を求めるということも必要ではないかと考えます。

最後に、市民・行政協働のまちづくりは、市民と行政がじっくりと対話を重ねながら、協働してすすめる体制が必要です。この機会に支所に担当の部署を設置するなど支所機能の強化が必要と考えますがどうでしょうか？

昨年、総務委員会の行政視察で神奈川県横須賀市におじゃましました。市民協働型まちづくりを推進している自治体です。そこでは、事業規模にもよるのですが、市内 9 ケ

所の支所、行政センターと呼ばれていますが、通常の住民票の交付などの支所機能と、市民の自主的な活動の場としての公民館活動の機能をあわせ持たせて、部署も設置し予算措置も行って支所中心にすすめているそうです。答弁を求めます。

通告の2番目にうつります。昨年来、建物の耐震強度偽装が大きな問題となり、国会においても議論が続けられ、対策として罰則強化の方向に動いているようです。根本的な問題は小山議員が指摘したように、建築行政における「官から民へ」の流れの中で起こったことは明白であります。ここでは、安全で安心な住宅を選択できる建築行政への転換を求めて、いくつか質問をいたします。

最初に、建築確認行政において建物の安全性を担保するためには何が必要か、特定行政庁の長としての市長の考えを再度うかがいたいと思います。

昨年12月議会でのわが党の田辺議員、また、今議会での小山議員の質問に対する答弁では、

「建築基準法、建築士法の改正が議論されている。今後、国の動向を見ながら慎重に対処したい、あるいは安全性確保に努めたい。」

このようだったと思います。しかしこれでは答えになっていません。民間検査機関が行う建築確認申請が9割を越えている中で、安全性を確保する、担保するためには何が必要か、ということですから市長の見解をお聞かせください。

次に、倉敷市の建築指導行政の体制問題について質問いたします。問題となったのは大臣認定プログラムによる構造計算が偽装されたことから始まったわけですが、現在、大臣認定プログラムは106種類、内56種類が市販されているようです。このプログラムを使ってエラーなく一貫した計算がなされた場合、中味にまで踏み込まなくてもいいことになっているわけです。プログラムにお墨付きを与えているのです。ここが問題です。

しかし、監督する側の国土交通省、また建築確認審査をする47都道府県、14の政令市がこの大臣認定プログラムすら持っていない。そして、構造計算審査の出来る構造計算担当主事をおいている自治体も、14%しかないというお粗末な実態です。検査のために再計算しようにも、持っていなければする事も出来ないわけです。

そこで倉敷市での体制はどのようなか、また責任を果たすにはどうするのかお答えいただきたい。

続いて、建物強度の問題で、お聞きします。建築基準法の耐震基準は最低の基準を示していることはご承知のことだと思いますが、独自に「強度の上乗せ」を指導している自治体があります。東京都、福岡市など8自治体で行政指導の形でおこなわれているようです。

高耐久化を図ることは建物の寿命を伸ばし、その結果、コスト削減につながる。このことは国土交通省の試算でも示されています。

耐震基準の上乗せは条例で規制するのが望ましいのはもちろんのことですが、まず、少なくとも多くの方が住む高さ20メートル以上のマンションなどでは基準の上乗せ指導を採用すべきではないでしょうか。公共建築物ではそういった取り扱いをしていると聞いていますが、どうお考えでしょうか。当局の見解を求めます。

次に、地震に強い建物にするために、既存建物の耐震診断・耐震改修の助成制度の拡充と適用条件の緩和を求めたいと思います。昨年3月20日の中央防災会議で決定した地震

防災戦略では、住宅の耐震化率を現在の75%から10年後に90%にまで高めることを目標にしています。まずは耐震診断をおこなうことから始めなければなりません。

木造住宅耐震診断の補助については、2002年度の7件から2005年度には42件の実施となり、市民のみなさんの耐震への関心が高まってきたことの表れだと思います。来年度予算案にあっては、耐震診断では、新規事業で建築年・構造・規模に関係なく補助が受けられる事業が盛り込まれており、これまで受けられなかった軽量鉄骨造の住宅にお住まいの方からの要望も多かっただけに評価できます。

しかしながら耐震改修の補助事業の方はどうでしょうか。実は、現在までまったく利用されていないのです。昨年の6月議会でも指摘しましたが、適用要件が“まち中の市街密集地で、建物が倒れると道路をふさいでしまう恐れのある地区”ということで厳しすぎるわけです。利用することができない制度は、あってもないと同じです。今年度も予算が上がっていますが、厳しすぎる適用要件を緩めていただきたい。当局の答弁を求めます。

この項の最後に、災害時、地域の防災拠点となる公共施設の耐震化についてお尋ねします。来年度予算案では小学校、中学校など耐震診断、実施設計、補強工事と一定程度進むようですが、これまでの小学校、中学校などの学校施設、保育所等の耐震化の進捗状況と、今後の計画をお示し願いたい。いずれにしてもスピードが求められています。

通告の3番目、高齢者虐待にかかわる問題について質問いたします。

高齢者虐待とは、身体的虐待（暴力） 養護を著しく怠ること（ほったらかしにする） 心理的虐待（精神的な苦痛を与える） 性的虐待 経済的虐待 を言い、この防止などのために、昨年11月1日第163回特別国会参議院において「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が全会一致で可決、成立し、この4月1日より施行されます。高齢者の尊厳の保持にとって、高齢者虐待を防止するための制度の確立に一步踏み出したといえます。

ここで増加する高齢者虐待とその要因について少し触れておきたいと思います。（財）リーガル・エイド岡山（岡山弁護士会及び（財）法律扶助協会との共助により活動している団体）がホームページの中の「高齢者虐待への提言」で次のように述べています。

『介護保険の実施により深刻な介護問題が解消することが期待されたが、研究者グループや地方自治体などによる実態調査の結果、とりわけ、在宅での親族等による虐待は増加傾向を示しており、一層深刻化している状況が看取される。介護保険が実施されても、保険の枠内でのサービスに上限のあることや夜間に空白が生ずることなど家族による介護が欠かせない実情が背景にある。また、介護家族が低所得の場合、1割負担や上乘せサービスの費用を自己負担できないことから、十分に介護保険を利用できず、これが介護家族を虐待に向かわせる要因のひとつとなる場合もある。

さらに、強い義務感から介護を家族がかかえこんでいるケースにあっては、介護の長期化が心ならずも虐待に走らせるケースもある。要介護高齢者の少なからずが痴呆を抱え、あるいは寝たきりであるため、自らは虐待に抵抗できなかつたり、世話になっている気兼ねから、また仕返しを恐れて虐待の事実を第三者に知らせることのできない場合もある。

他方、ワーカーやヘルパーなどの介護職員の専門性に問題があり、安上がりの福祉を実現しようとする事業者の施策などがあいまって十分な介護が受けられず、結果的に虐待に

つながる扱いを受ける人もいる。』

また、介護に携わっている方からも同様な話をお聞きしています。

倉敷市は、こうした高齢者虐待の実態把握のために、昨年5月に、市内の在宅介護支援センター、行政等の窓口計42ヶ所に対してアンケート調査を実施しています。高齢者虐待を取り扱ったことがあるとの回答が73.8%となっています。

そこでまず、新たな社会問題となっている高齢者虐待問題の深刻な実態に対して、どうお考えなのか市長の認識を聞きたいと思います。

つぎに、4月1日から施行される新法にもとづき倉敷市はどう取り組むのか、地方公共団体の責務にかかわる問題について3点お聞きします。

1点目は、体制の整備についてです。介護予防の中で設置される地域包括支援センターが、高齢者に対する虐待防止などの権利擁護事業をおこなうことになっていますが、連携・協力体制をどう位置づけていくのでしょうか？

2点目は、人の配置についてです。現在は高齢福祉課の職員さんが順番で対応しているとお聞きしていますが、やはり専門の虐待相談員の配置が必要だと考えます。配置を求めますがどうでしょうか？

3点目は、通報義務制度の確立と救済制度などについての広報、啓発活動です。どう取り組むのかお聞かせ願います。

以上は先のアンケート調査項目の「どんな制度と体制が必要か」の中でもとくに要望が多かったものでもあり、法が求めているものです。答弁を求めます。

この項の最後は、新法に対応した高齢者虐待対応ガイドラインの作成についてお聞きします。東京都ではすでに高齢者虐待対応マニュアルを作成済みだと聞いています。倉敷市においても昨年7月にガイドラインを作成していますが、今回、新法にそくした高齢者虐待対応ガイドラインの早急な作成が必要と考えますがどうでしょうか、答弁を求めます。

いずれにしても、新法の全面実施の観点での取り組みを望みます。

つぎに、通告の4番目、公立保育所の民営化問題について質問いたします。

古市市長は提案理由説明の中で、公立保育所の民営化について次のように述べています。「保育園につきましては、待機児童の解消と乳児保育、延長保育など多様化する保育需要に対応するため、増改築など施設の充実と、適正配置中期計画に基づく公立保育園の民間委託を推進し、保育内容の充実に努めてまいります」

しかし、どこがおかしいのです。多様化する保育に対応し保育内容の充実のためには、何故民間委託ということになるのでしょうか。ここにはごまかしがあると思います。

地方自治法第244条1項で、地方自治体は、「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする」と定められています。この条文によると、市町村には公の施設である保育所を設置する義務が課せられていることとなります。これは義務規定です。また、児童福祉法第24条1項によれば、市町村は、「保育に欠ける」子どもを「保育所において保育しなければならない」とあります。これも義務規定です。

つまるところ、地方自治法、児童福祉法によると、市町村は「保育に欠ける」子どもを保育するために、自ら保育所を設置しなくてはならない。素直に法解釈をすればこうなる

わけです。市町村がこの義務から免れることができるのは、「保育に欠ける」子どもが存在しない場合、または民間保育所が十分に設置されている場合のどちらかということになります。倉敷市はどうでしょうか。公立 32 園、内 3 園は公設民営、民間 58 園、認可外保育施設 10 ヶ所で、公立保育所は大きな役割を担っていますし、認可外保育施設は 10 ヶ所あるわけですから公立が自ら業務を投げ出すということがあってはならないし、理由がないと言わざるをえません。

そして、公立保育所の存在そのものが、施設も含めて民間保育所の保育水準の維持、労働者の働く環境の維持に大きな役割を果たしていると考えますが、公立保育所の果たしている役割について市長の見解をお聞きしたいと思います。

現在、小泉「構造改革」の何でも「官から民へ」の流れの中で、全国各地の自治体で保育所民営化がすすめられようとしています。岩手県盛岡市でも同様ですが、ここでは公立、民間を問わず市民のみなさんの大きな民営化反対の運動が起こっています。昨年 11 月 24 日付岩手日報夕刊の中で、民間保育園の松尾志保子善友保育園園長は、「公立は一つの指標で、近づくために努力している。なくなるのは心配だ。」また、吉田恵子盛岡大学付属幼稚園園長も、「公立があるから私立の人件費も保たれている。民営化については、本当に子どもの将来を大切に考えているのか。」このように述べています。

わたくしも同様の意見であり、今回の保育所民営化には反対あり、これ以上の民営化はすべきでないと考えます。

最後の質問は、議案第 81 号倉敷市下水道条例の改正についておたずねします。

今回の条例「改正」は下水道料金を 5 % 値上げするというものです。しかしながら今、この値上げは認めるわけにはまいりません。

97 年の橋本大不況以来、家計所得は減り続け、小泉「構造改革」がそれに拍車をかけました。この 2006 年にはさらなる負担増メニューも用意されています。1 月の所得税の定率減税半減を皮切りに、4 月に介護保険料及び国民年金保険料の引き上げ、6 月には住民税の定率減税半減、高齢者非課税限度額廃止、同じく公的年金等控除縮小、老年者控除廃止。9 月には厚生年金保険料が引き上げられます。また、免税点引き下げで新たに消費税課税業者になった業者のみなさんの、初めての消費税申告期限がこの 3 月末です。これらの負担増が大きく影響してくるのは来年ですが、住民税増税は介護保険料、国民健康保険料の引き上げにも連動し、まさに雪だるま式に負担増が襲うことになります。

この家計に負担増が押し寄せているときに、政策的に整備拡大してきた結果、ここにきて収支が不足することになったからといって、値上げをすることはいかがなものでしょうか。

基本料金基準を現行 10 立方メートルから 8 立方メートルに引き下げ、少ない利用の方の負担を軽減したことは評価できますが、8 割を越える多くの世帯は値上げとなるわけです。

家計を応援するときだからこそ、この時期の値上げは控えるべきだと考えますが、当局の見解を求めます。

以上、5 項目について質問いたしました。当局の誠意ある答弁を求めまして、質問を終わります